

# 無機マテリアル学会賞表彰規程

第1条 定款第4条(4)に定める事業を行うため、この規程を定める。

第2条 表彰の種類

(1) 表彰の種類と各年度の受賞件数は、次のとおりとする。

- a. 功労賞 6件以内
- b. 学術賞 3件以内
- c. 技術功績賞 5件以内
- d. 永井記念奨励賞 3件以内
- e. 生産技術賞 15件以内

(2) 各賞に対して賞状および記念品を授与する。

第3条 各賞の趣旨

(1) 功労賞は、本会正会員歴20年以上の正会員または特別維持会員もしくは維持会員の登録代表者、であって、本会の発展に貢献した者、に授与する。

(2) 学術賞は、本会正会員歴8年以上の正会員であって、本会機関誌にすぐれた論文または価値ある記事を発表し、学術の発展に寄与した業績を有する者、に授与する。

(3) 技術功績賞は、本会正会員歴5年以上の正会員もしくは正会員を含むグループ、または維持会員の登録代表者もしくはその組織に所属する個人やグループ、であって、すぐれた技術を開発確立し、業界の発展に寄与した者、に授与する。

(4) 永井記念奨励賞は、本会正会員歴5年以上の正会員であって、本会機関誌にすぐれた論文を発表した、推薦書類受付締切時点で40歳未満の者、に授与する。なお、本賞に限り、修士以上の学生会員歴の半分を正会員歴に加算することができる。

(5) 生産技術賞は、本会維持会員歴5年以上の維持会員に所属し、職歴が通算20年以上にわたり、かつ生産現場で優れた技能をもって企業に貢献した者、に授与する。なお、主として4年制大学以上の卒業生でないものとする。

第4条 各賞の相互関係、新旧の賞の相互関係、会員歴の説明

(1) 学術賞を受けた者は、のちに永井記念奨励賞を受けられないものとする。

(2) 賞の名称が変更された場合、同一または同種の業績に対する表彰は再度できないものとする。

(3) 学会の名称変更に基づいて賞の名称が変化した場合、その賞は前後同質のものとする。

(4) 会員歴の算定にあたっては、連続性を有することを要する。

第5条 学会賞選考委員会

(1) 定款第26条および細則第9条により定められた「学会賞選考委員会」は各賞すべての受賞者を選考し、理事会に諮る。

(2) 選考委員会の運用は別に定める「学会賞選考委員会規程」による。

第6条 受賞候補者の推薦

(1) 受賞候補者の提案は推薦による。自薦は認めない。

(2) 推薦者の資格は次のとおりとする。

① 功労賞、学術賞、技術功績賞、永井記念奨励賞の各賞については、選考委員を除いた正会員および特別維持会員・維持会員の登録代表者。

② 生産技術賞については、維持会員の登録代表者。

(3) 推薦方法は、次のとおりとする。

① 功労賞、学術賞、技術功績賞、永井記念奨励賞の各賞について、推薦は正会員および特別維持会員・維持会員の登録代表者の中から5名の連署をもって行う。同一署名人による推薦件数は各賞ごとに1件とする。

② 生産技術賞については、維持会員の所属するグループ中の1名を推薦する。

③ 推薦要領は毎年の機関誌9月号と11月号に会告する。

④ 推薦に使用する書式等は別に定める。

⑤ 推薦期限は1月31日日本会事務局必着とする。

第7条 受賞候補者被推薦者

(1) 推薦される者の必要資格は次のとおりとする。

① 被推薦の時点で、会費を全納していること。会費を免除されている会員はこの限りでない。

② 被推薦の時点で、第3条記載の会員歴を満足していること。

③ 被推薦の時点とは、推薦書類受付締切日とする。

付則

(1) 本表彰の費用の一部には、村上恵一氏が本会に寄付した基金ならびに関谷道雄氏が本会に寄付した基金が使用される。これらの基金の運用については別途定める。

(2) 本規程に疑義等が生じた場合は、改廃等を含めて選考委員会で審議し、理事会に諮る。

(3) 本規程は、平成8年6月6日から施行する。

(4) 本規程は、平成15年3月26日に一部改定された。

(5) 本規程は、平成18年7月26日に一部改定された。

(6) 本規程は、平成24年3月29日に一部改定された。

(7) 本規程は、平成26年7月25日に一部改定された。